

議案第 83 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に關す
る条例制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制
定する。

令和元年 9 月 6 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に關す
る条例

(南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一
部改正)

第1条 南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例
(平成17年南あわじ市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(南あわじ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 南あわじ市職員の給与に関する条例(平成17年南あわじ市条例第38号)
の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の
規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第33条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」
を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第35条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の
規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削
る。

第39条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しく
は法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、
「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

(南あわじ市公共下水道条例の一部改正)

第3条 南あわじ市公共下水道条例(平成17年南あわじ市条例第163号)の一部
を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「エまで」を「オまで」に改める。

第10条第1項第4号エ中「ウまで」を「エまで」に改め、同号エを同号オ
とし、同号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、同号アを次のように改め

る。

ア 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行う
ことができない者

第10条第1項第4号中アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第14条第2項第1号を次のように改める。

(1) 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うこ
とができない者

第14条第2項中第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(南あわじ市消防団条例の一部改正)

第4条 南あわじ市消防団条例(平成17年南あわじ市条例第175号)の一部を次
のように改正する。

第6条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同
条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第7条第2項第1号中「前条第1号及び第2号」を「前条第1号」に改め
る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基
づく規則の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限
る。)に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の
効力については、なお従前の例による。

(南あわじ市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の
適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)
第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧

地方公務員法」という。)第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の南あわじ市職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第32条第1項及び第4項、第33条第2号(新条例第35条第5項及び第39条第7項において準用する場合を含む。)、第35条第1項及び第2項第1号並びに第39条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略 (失職の例外)</p> <p>第9条 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について、その情状がやむを得ない場合には、失職しない。</p> <p>2 略</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (失職の例外)</p> <p>第9条 法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について、その情状がやむを得ない場合には、失職しない。</p> <p>2 略</p> <p>第10条 略</p>	

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第31条 略 （期末手当）</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>第1条～第31条 略 （期末手当）</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	

- (1) 略
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第34条 略

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に

- (1) 略
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第34条 略

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に

掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

第36条～第38条 略

(休職者の給与)

第39条 略

2～5 略

6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第32条第1項又は第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当又は勤勉手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 略

第40条～第43条 略

掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

第36条～第38条 略

(休職者の給与)

第39条 略

2～5 略

6 第2項又は第3項に規定する職員がこれらの規定に規定する期間内で第32条第1項又は第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、それぞれ第2項又は第3項の例による額の期末手当又は勤勉手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 略

第40条～第43条 略

南あわじ市公共下水道条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略 （指定の申請）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。 （1）次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 （2）～（6） 略 （指定の基準）</p> <p>第10条 市長は、第8条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 （1）～（3） 略 （4）次のいずれにも該当しない者であること。 <u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> <u>イ</u> 略 <u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 法人であって、その役員のうち<u>アからウまでの</u>いずれかに該当する者があるもの</p>	<p>第1条～第8条 略 （指定の申請）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。 （1）次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 （2）～（6） 略 （指定の基準）</p> <p>第10条 市長は、第8条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 （1）～（3） 略 （4）次のいずれにも該当しない者であること。 <u>ア 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者</u> <u>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> <u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 略 <u>オ</u> 法人であって、その役員のうち<u>アからエまでの</u>いずれかに該当する者があるもの</p>	

2 略

第11条～第13条 略

(責任技術者の登録の資格)

第14条 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2) 略

3 略

第15条以下 略

2 略

第11条～第13条 略

(責任技術者の登録の資格)

第14条 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 略

3 略

第15条以下 略

南あわじ市消防団条例新旧対照表（第4条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第5条 略 （欠格事項）</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>（1）成年被後見人又は被保佐人</p> <p>（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（3）略 （分限）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>（1）前条第1号及び第2号に該当するに至ったとき。</p> <p>（2）略</p> <p>第8条以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 （欠格事項）</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）略 （分限）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>（1）前条第1号に該当するに至ったとき。</p> <p>（2）略</p> <p>第8条以下 略</p>	

議案第 84 号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 6 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和元年 7 月 17 日

2 事故発生場所

南あわじ市八木養宜中 560 番地 1

（淡路農業技術センター駐車場敷地内）

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 過失割合は甲（南あわじ市）100%、乙（相手方）0%とし、賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

淡路農業技術センター駐車場敷地内において、バック駐車をしようとしたところ、ハンドル操作を誤ったため、当方公用車の右後方部分と駐車してい

た相手方車両の左側面部分とが接触した。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
[Redacted]	車両	380,000円